

2026年8月10日
小田急ハイウェイバス株式会社

弊社に対する文書警告処分に関するお知らせ

このたび、弊社が運行する乗合路線バスにおいて、終着バス停での運転士が行う降車確認が不完全であったためお客さまを車内に置き去りにした事案を端緒に、静岡運輸支局による呼出監査が実施され下記のとおり警告書の交付を受けました。

今回の事案でご迷惑をおかけしたお客さまに深くお詫びを申し上げるとともに、処分を厳粛に受け止めて全社を挙げて再発防止に取り組めます。

記

1 事象の概要

2026年6月1日（月）17時57分頃、御殿場駅において到着後の車内確認を確実に行わないまま御殿場営業所に回送して給油を実施しました。その際、車内のお客さまより運転士ご申告があったことで降ろし忘れに気づきました。

2 行政処分を受けた日

2026年8月10日（月）

3 違反内容

従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するための指導監督が、効果的かつ適切に行われていなかった。

4 処分内容

文書警告

5 改善措置

今回の処分を厳粛に受け止め、管理体制の見直しと強化および社員教育を徹底し、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

以 上